労災で受診される方へ　　当院は「労災保険指定医療機関」になります。　　2026/10 版

1. 労働者災害保険（療養補償給付・療養給付）とは

労働者の働いている事業所が労働者災害保険（以下、労災）に加入している所では労働者の業務上または通勤上の負傷、疾病に対して労災保険が適用され療養費（治療費など）を支払わなくとも治療が受けられます。なお仕事上の負傷、疾病に対しては、健康保険では受診できません（健康保険法第一条より）。

1）労災を使用する場合は「雇用主」に労災適用されるかを受診前に確認ください。
2）常勤、臨時、アルバイト、日雇い、パート等の区別、雇用期間にかかわらず労災保険が受けられます。
3）個人事業主、取締役等の役員の方には、労災保険が適用されません。
※役員等であっても一般労働者と同じように労働に従事し、給与をもらっている方は、労災保険を使用できる場合があります。
※労働保険事務組合に加入して事務委託している個人事業主で特別加入の承認を得た方は、労災保険が適用されます。

2. 当院にお持ちいただく書類

労災保険を受ける方は、下記の種類で該当するものに必要事項をご記入の上、受付窓口までお持ちください。

労災指定医療機関の場合	業務災害	通勤災害
初診から当院受診	様式第 5 号 （療養補償給付たる療養の給付請求書）	様式第 16 号の 3 （療養補償給付たる療養の給付請求書）
初診は他院で、2 回目以降の受診が当院	様式第 6 号 (療養の給付を受ける指定病院等(変更)届)	様式第 16 号の 4 (療養の給付を受ける指定病院等(変更)届)

1) 初診で受診した医療機関が非労災指定医療機関の時は、当院に転医後初診扱いとなりますので様式第 5 号または様式第 16 号の 3 を提出してください。
2）書類未提出の場合は初診時に患者さんより 10,000 円の「預り金」をさせて頂きます。書類は原則初診月中に提出してください。
3)書類の提出期限を 30 日以内としています。連絡なく初診月の翌月末までに書類の提出がない場合は受診分全てを自費で精算をしていただきます。
4）指定様式書類について QR コードよりダウンロード出来ます。

3. 院外処方箋をお持ちの方へ

当院は院外処方を行っているため、処方箋をお出しになった調剤薬局へも同様の書類を提出してください。
ただし労災非指定薬局の場合、様式が異なりますので確認ください。

4. その他

1）業務上、通勤による自動車事故については、労災保険と自動車損害賠償責任保険のどちらを使用するか決定してください。
2）全額自費で会計した場合や自費で治療用具を使用した場合は、領収書をつけて様式第 7 号用紙または様式 16 号の 5）を提出してください。必要事項を記入して返却しますので、後日労働基準監督署より治療費の還付を受けてください。作成時は書類代として 3300 円を頂きます。
3）労災の認定判断は「労働基準監督署」が行います。書類提出後に労災認定されない場合もあります。その場合、全額自費にて精算していただきます。※保険者によっては健康保険の使用を認める場合もありますのでご自身で保険者にご相談ください。
4）「労災」についての不明な点は右記にお問い合わせください。　柏労働基準監督署　☎04-7163-0245
厚生労働省（労働補償について）

野田病院　労災担当

裏面に記載方法について参考資料を添付しています。参考にしてください。

療養の給付請求書記入例

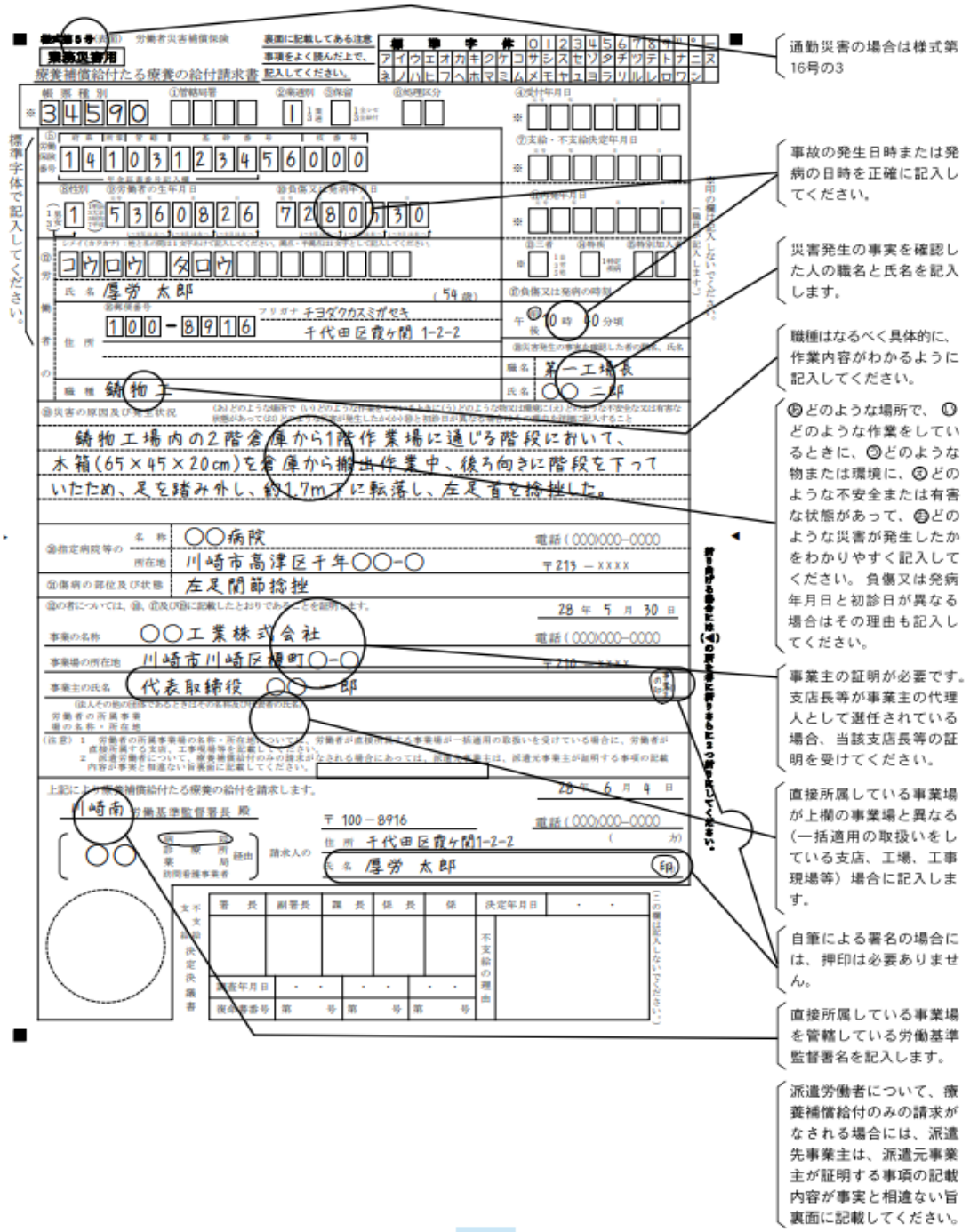

記入方法について（参考資料）⇒